

## 6 補助対象外の事業

- 営利を目的としたもの
  - 政治、宗教、選挙活動に関わるもの
  - 施設の建設、整備
  - 政策の提案
  - 地域の交流などにおける親睦会的な飲食
  - 過去に補助対象となった事業と同一または同一とみなされる事業
- ※判断に迷う場合は、必ず区政推進課 地域力推進担当へ相談してください。

## 7 注意事項

- 継続して補助金の交付を希望する団体は、毎年申請し、審査を受ける必要があります。
- 神奈川区・横浜市及び社会福祉協議会から補助・助成等の支援を受けている事業は、本事業には申請できません。  
例：神奈川区共助推進事業補助金（神奈川区）・よこはまふれあい助成金（社会福祉協議会）
- 提出書類の返却はしません。必要に応じご自身で控えを取っておいてください。
- 補助対象団体については交付決定後、事業名・団体名・事業概要を区のHPに掲載します。

令和8年度 募集スタート！

地域の課題解決・魅力発信を応援するための

# かながわ地域支援補助金 つながいまちづくり学校(旧地域づくり大学校) 卒業生支援コース



神奈川区には、地域の皆さんが住んでいる街を良くしたいという取組を支援する『かながわ地域支援補助金』があります。  
“アクションプラン”（第5期生以前は“夢プラン”）の実現等に向けて、つながりまちづくり学校（旧地域づくり大学校）の卒業生同士が地域とゆるやかにつながりながら活動を継続・発展させ、地域課題解決または魅力発信が期待できる新たな取組を応援します。

募集締切：令和8年3月2日（月）

補助対象事業	つながりまちづくり学校（旧地域づくり大学校）卒業生同士が主体となっていく、地域課題解決または魅力発信が期待でき、次の①と②いずれかに該当する事業 ① つながりまちづくり学校又は地域づくり大学校卒業時に提出した「アクションプラン」を実現するために始める取組 ② 新たに地域で始める取組
補助対象団体	「つながりまちづくり学校（旧地域づくり大学校）」の卒業生（※1）2名以上（うち1名以上は卒業後3年以内（※2）の者）の団体 ※1 申請時は卒業予定者でも可 ※2 旧地域づくり大学校第9期、第10期生、つながりまちづくり学校1期生（令和5～7年度卒業生）が対象
その他支援	・広報よこはま神奈川区版への掲載の協力 ・区民利用施設（地区センター、公会堂等）の優先予約 など ※区役所内会議室の利用はできません。 ※ご希望に添えない場合があります。

## 問合せ・提出先

神奈川区役所 区政推進課 地域力推進担当（本館5階502窓口）

〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8  
電話：045-411-7026 FAX：045-314-8890  
メールアドレス：kg-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

※ この事業は、横浜市内において令和8年度予算が議決されることを前提としています。

## 1 補助期間・補助限度額

補助期間は連続した3年に限ります。

	1年目	2年目	3年目
補助上限金額	9万円	5万円	5万円
補助対象経費割合	10分の9 限度		

## 2 申請方法

▶ 補助金の申請にあたっては、団体の要件や事業計画等を確認させていただきますので、必ず事前に区政推進課地域力推進担当にご相談ください。

▶ 次の提出書類をご提出ください。

※ 「つながりまちづくり学校（旧地域づくり大学校）」の卒業生を団体の代表者または連絡担当者としてください。

### 【提出書類】

- (1) 事業申請書（様式第1号）
  - (2) 事業計画書（様式第2号）
  - (3) 収支予算書（様式第3号）
  - (4) 団体概要書（様式第4号）
  - (5) 申請団体の規約・会則など（様式自由）
  - (6) 申請団体の役員・会員名簿（様式自由）
- 様式第1～4は、神奈川区役所区政推進課（5階502窓口）で配布しています。  
また、神奈川区のホームページからダウンロードできます。
- かながわ地域支援補助金  で検索してください。

### 【提出方法】

神奈川区役所区政推進課（5階502窓口）・郵送・メールいずれかの方法でご提出ください。

※ メールでの提出の場合は、提出書類受理後、本人確認のため代表者または連絡担当者に電話でご連絡をいたします。

## 3 スケジュール

申請書提出	～3月2日（月）	・事業申請書類をすべて揃えて提出
審査会の開催	3月17日（火） （午後を予定） 場所：神奈川区役所	・かながわ地域支援補助金審査会の開催 ※ 審査会の内容については、「4 審査方法」をご確認ください。
結果の通知	4月上旬	・補助の交付可否を通知します。 ・併せて補助金請求の様式等を送付します。
事業の実施	4月～翌年3月	
報告書の提出	事業終了後30日以内	

## 4 審査方法

### 【1年目（新規案件）】

代表者（または他の役員・会員）は、「かながわ地域支援補助金審査会」において、事業概要を約5分程度ご説明いただきます。ご説明いただいた内容をもとに、審査会の委員が事業内容を評価し、補助金の交付可否を決定します。

なお、事業概要の説明は、対面（神奈川区役所）またはオンライン（WEB）のいずれかをお選びいただけます。審査会での説明時間については別途ご連絡します。

### 【2・3年目（継続案件）】

提出された申請書類をもとに、審査会の委員が事業内容を評価し、補助金の交付可否を決定します。

※ 交付の可否は予算の範囲内で決定するため、審査の結果、交付の対象とならない場合があります。

## 5 補助対象

本補助金は、次の表の「補助対象」について使用できます。

次の表を申請の参考にしてください。

項目	補助対象	補助対象外
消耗品費	活動に伴う事務用品や材料等の購入費	余興的経費（記念品・賞品など）
印刷費	事業に関係するチラシやポスター等の印刷費	
使用料	事業に直接関係する会場使用料、機材等の賃借料	・申請団体の事務所の維持管理経費 ・申請団体が管理する会場の経費
通信費	・事業参加者への連絡等 ・活動に伴うハガキ、切手代などの郵送料	申請団体が所有する電話等の通話料
旅費	事業のために利用する公共交通機関等の交通費	・通常活動での交通費 ・事業参加者に対する交通費 ・申請団体内部の打合せに要する交通費
謝金	外部の講師、出演者、指導者等への謝金	・申請団体内部者への謝金 ・申請団体の人件費
保険料	事業開催に伴う行事保険や活動保険料	
その他	区長が特別に認めた経費	・30,000円以上の備品の購入費 ・食糧費 （ただし、体験型イベント等における食材及び講師飲み物は補助対象とする。）